

2. 手 帳

障害者手帳は、障がいの種類によって、3種類に分かれています。

新規対象者又は現在手帳をお持ちの方で次の場合は手続きが必要です。

- 手帳をなくした又は破損したとき
- 住所・氏名の変更をしたとき
- 転入・転出をしたとき
- 手帳が不要になったとき
- 手帳をお持ちの方が亡くなったとき
- （身体障害者手帳のみ）障がいの程度が変化した又は、障がいが新たに加わったとき
- （身体障害者手帳のみ）再認定の時期が近づいているとき
- （療育手帳のみ）「次の判定年月」が近づいている又は過ぎたとき
- （精神障害者保健福祉手帳のみ）有効期限が近づいているとき

■手帳の窓口

緑区の方	中央区の方	南区の方
緑高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター 藤野福祉相談センター (→1 ページ)	中央高齢・障害者相談課 (→1 ページ)	南高齢・障害者相談課 (→1 ページ)

身体障害者手帳



身体障害者福祉法等に基づく制度が利用できます。

対 象 者 視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく、肢体（上肢・下肢・体幹）、内部（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓）の各部位に不自由があり、その障がいが永続する人（程度により1級～6級まであります）

手 続 き 【手続きに必要なもの】

	写真	身障手帳	診断書	マイナンバーが 確認できる書類 ^{注2}
新規	○		○	○
等級変更、 障がい名追加、再認定	○	○	○	○
破損・紛失等再交付	○	(○) ^{注1}		
住所・氏名変更、 転入、転出、返還		○		○

注1 紛失再交付の場合、必要ありません。

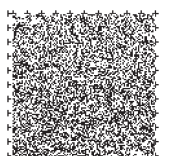
注2 マイナンバーにつきましては、巻頭ページをご参照ください。

※写真1枚（縦4cm×横3cm、脱帽（原則）、上半身、1年以内のもの）

※診断書は身体障害者福祉法に基づく指定医師によって記入されたもの。

（原則診断日から3か月以内のもの）

※診断書の用紙は各窓口にあります。（市ホームページからダウンロード可）



療育手帳

知

2 手 帳

知的障害者福祉法等に基づく制度が利用できます。

対 象 者
手 続 き

児童相談所、障害者更生相談所で知的障がいと判定された方
【手続きに必要なもの】

	写真 ^{注1}	療育手帳	マイナンバーが確認 できる書類 ^{注3}
新規	○		○
再判定	○	○	○
破損・紛失等再交付	○	(○) ^{注2}	○
住所・氏名変更、 転入、転出、返還		○	○

注1 写真1枚（縦4cm×横3cm、脱帽（原則）、上半身、1年以内のもの）

注2 紛失再交付の場合不要です。

注3 マイナンバーにつきましては、巻頭ページをご参照ください。

精神障害者保健福祉手帳

精

各種支援を受けることができ、精神障がいの方が自立して生活し、社会参加するための手助けとなります。

対 象 者
手 続 き

精神障がいのため長期にわたって日常生活または社会生活に困難が生じている人
【手続きに必要なもの】

	写真	精神障害者 保健福祉手帳	診断書 ^{注1}	マイナンバーが 確認できる書類 ^{注2}
新規	○		○	○
更新		○	○	○
等級変更	○	○	○	○
破損・紛失等 再交付	○	(○) ^{注3}		○
転入	○	○		○
住所・氏名変更 転出、返還		○		○

注1 診断書の代わりに、「精神障害を理由とした障害年金の証書および、振込通知書または支払通知書」でも手続きできます。成年後見人等が障害年金の書類で申請される場合は、登記事項証明書をお持ちください。

注2 マイナンバーにつきましては、巻頭ページをご参照ください。

注3 紛失再交付の場合、必要ありません。

※写真1枚（縦4cm×横3cm、脱帽（原則）、上半身、1年以内のもの）

※診断書の用紙は、各窓口にあります。

※手帳の有効期限は2年間です。引き続き手帳の交付を希望される場合、有効期限の3か月前から更新申請ができます。

